

輸出振興のための支援業務（分析を中心に）について

情報技術支援部門 神本 真紀

1. はじめに

近年、酒類の輸出金額及び数量は増加しており、日本産酒類が海外へ広まっています。当研究所では国のクールジャパン戦略の一環として、日本産酒類の輸出促進を目的とした業務を数多く行っています。その一つに「輸出酒類の分析」があり、当部門では、①輸出酒類の放射性物質の分析、②台湾向け輸出酒類及び EU 向け輸出ワインの受託分析を実施しています。これらの分析業務について、概要をご紹介します。

2. 輸出酒類の放射性物質の分析

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、いくつかの国や地域で日本からの食品等（酒類を含む）に対し輸入規制措置が取られています。そのため、酒類においても輸出の際に所轄当局による放射性物質の分析に係る証明書の添付を求める事例があります。これを受けて当研究所では、国税庁と連携し、証明書発行にかかる輸出酒類向けの放射性物質の分析を実施しています。

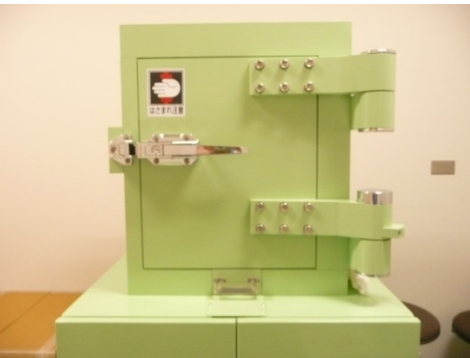


図1. ゲルマニウム半導体検出器

分析は厚生労働省が定める方法に基づきゲルマニウム半導体検出器（図1）を用いて行っています。これまでに3,000点以上分析を行いました。基準値を超える酒類はありませんでした。

この証明書発行の受付窓口は各国税局酒税課が、分析業務は当研究所が実施しています。依頼を検討されている方は、まずは国税庁ホームページ¹⁾をご確認いただき、お近くの国税局酒税課にお問い合わせください。

3. 台湾向け輸出酒類の受託分析

台湾では、台湾に輸入される酒類について衛生上の安全性を確保するため、「台湾輸入酒類検査法」を定めています。平成18年7月からすべての輸入酒類の検査が開始され、台湾当局の輸入検査に合格しない限り台湾での流通ができなくなりました。しかし、台湾が承認している輸入国の機関から発行された「試験報告、検査証明あるいは関連の認証証明」（発行2年以内）があれば、書類審査のみで輸入が許可されることとなっています。当研究所は我が国唯一の承認分析機関とされており、平成17年12月から台湾向け輸出酒類の受託分析を開始し、分析書を発行しています（図2）。

分析は、国税庁所定分析法及び JIS（日本工業規格）に基づいた方法で行っています。分析項目はメタノール、鉛、二酸化硫黄の3項目あり、酒類の品目によって必要とされる分析項目が異なります。また、酒類ごとに衛生基準が定められており、基準値を超えると輸出できません。台湾の場合、ほとんどの酒類においてメタノールの基準値が日本の基準よりも厳しくなっています。特に甘藷しょうちゅうの場合は基準値（純エタノール換算で1,000 mg/L）を超える恐れがありますので、輸出を希望されている方は注意する必要があります。

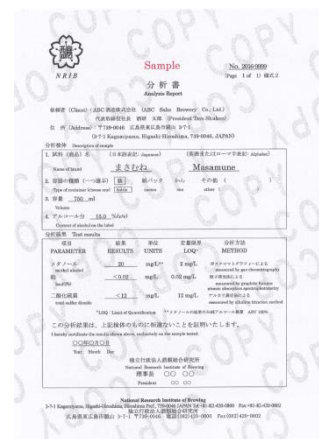


図2. 分析書（台湾向け：見本）

日本産酒類の輸出量の増加に伴い、台湾向け輸出酒類の受託分析の分析書発行点数も増加しています。平成24年度までは年間100~200点程度でしたが、平成25年度からは200点を超え、平成27年度は400点以上となり、過去最高を記録しました。分析依頼に必要な申込書類や、分析費用、分析書発行日数等、詳細を当研究所のホームページ²⁾に掲載しています。依頼を希望される方はご一読くださいますよう、お願いいたします。

4. 欧州連合（EU）向け輸出ワインの証明・分析

日本で醸造されたワインを100L以上EU圏内に輸出する場合、当該ワイン生産国が発行したVI1文書（証明及び分析報告書等）という書類を添付して輸出する必要があります。当研究所では、欧州委員会に登録された証明書及び分析書発行機関として、発行業務を平成19年11月5日より実施しています。

EUへ輸入されるワインは、EU規則で定められているワインの定義や醸造行為に適合している必要があります。VI1文書では、「EUが定めるワインの定義又は分類に合致していること、国際ブドウ・ワイン機構（OIV）が勧奨し公表しているワイン醸造行為に従っていること、又は、EUが認可したワイン醸造行為に従っていること」を証明し、併せて分析結果を報告します（図3）。

VI1文書の発行点数は、これまでは年間10~20点程度でしたが、平成27年度は26点発行し、EU向け輸出ワインの受託点数も増加傾向にあります。

VI1文書の発行依頼には、分析するワインだけでなく、証明のために醸造行為に関する書類を作成・提出していただく必要があります。依頼に必要な書類は当研究所ホームページ³⁾に掲載しています。また、EU認可の醸造行為の詳細や、補糖や補酸等の基準となる日本におけるブドウ栽培地域区分についても、当該ホームページの「証明書及び分析報告書作成に必要な確認業務及び分析業務」及び「Q&A」に掲載していますので、依頼を希望される方はご一読いただければと思います。ご不明点あれば担当者までお問い合わせください。

図3. VI1文書（見本）

5. おわりに

日本産酒類の輸出量の増加に伴い、輸出酒類の受託分析点数が増加しています。また、依然として輸入規制を継続している国もあります。分析精度を維持し、信頼のおける分析書を発行することにより、日本産酒類の輸出に少しでも貢献できるよう、取り組んでまいります。

6. 参考

- 1) 東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた輸出証明書の発行について
(<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/sake/index.htm>)
- 2) 台湾へ輸出する酒類の受託分析について
(http://www.nrib.go.jp/bun/ty_bun/ty_bun_info.htm)
- 3) EU向け輸出ワインに関する証明書及び分析報告書の発行について
(http://www.nrib.go.jp/bun/eu_wine/eu_wine_info.htm)